

Wi-Fi ルーターレンタルサービス利用規約

関西ブロードバンド株式会社

令和5年10月1日制定

Wi-Fi ルーターレンタルサービス利用規約

第1条 (本規約の適用)

本規約は、関西ブロードバンド株式会社（以下「弊社」といいます）が提供する光インターネット接続サービスを利用することを目的として、弊社より Wi-Fi ルーターレンタルサービス（以下「本サービス」といいます）を受ける者（以下「契約者」といいます）に適用されるものとします。

2 本規約は、本サービスの利用に関し、弊社及び契約者に適用するものとし、契約者は、本サービスを受けるにあたり、本規約を遵守するものとします。

第2条 (本規約の範囲、変更および通知)

本規約は、契約者と弊社との間のレンタル契約（Wi-Fi ルーターのレンタルサービスに係る契約をいいます。以下同じとします）に関する一切の關係に適用します。

2 本規約に定めのない事項については、契約サービスに基づく関西ブロードバンド光インターネット 各サービス約款（塩飽光インターネットサービス約款、幡多楽 net 光インターネットサービス約款、会津若松光サービス約款、古宇利島光サービス約款、香美光サービス約款、幡多楽 net-BB 光インターネットサービス約款、久万高原光サービス約款、水納島光サービス約款、本部町光サービス約款、コスパー光 BB サービス約款、J-Bee 光サービス約款のいずれか（以下「サービス約款」といいます）の定めに従うものとします。

3 弊社は、契約者の承諾を得ることなく本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本規約によります。

4 弊社から契約者への通知は、契約約款並びに本規約に別段の定めのある場合を除き、ホームページなどに掲載するほか、書面の交付またはその他弊社が適当と認める方法により行われるものとします。

第3条 (本サービスの対象)

本サービスは、弊社のインターネットサービス契約者を対象とします。

第4条 (利用契約の成立)

本サービスの利用契約の申込を（以下「利用申込」といいます）をする方は、あらかじめ本規約を承認のうえ、弊社が別に定める利用申込書に必要事項を記入して提出するものとします。

2 本サービスの利用契約は、弊社が利用申込を承諾した日に成立するものとします。

3 弊社は、第1項の定めにかかわらず、以下の項目に該当する場合は、利用申込を承諾しない場合があります。

（1）申込内容に虚偽、誤記または記入漏れがあったとき。

（2）第3条（本サービスの対象）に定める契約者以外の方から利用申込があったとき。

（3）その他、弊社が不適切と判断したとき。

第5条 (Wi-Fi ルーターの引き渡し)

Wi-Fi ルーターの引き渡しについては、弊社が指定する宅配業者などにより無償で行うものとします。

第6条 (レンタル料金)

契約者は、別途料金表に定める本サービスの利用料金を毎月支払うものとします。

2 本サービスの課金開始日は、本サービスの利用場所に Wi-Fi ルーターが到着した日の属する月（インターネット回線と同時申し込みの場合は、開通日が属する月）の翌月1日とします。

3 この場合において、契約者の責めに帰すべき事由に基づき Wi-Fi ルーターの引き渡しが遅れた場合、本サ

ービスの課金開始日は、当該 Wi-Fi ルーターが本サービスの利用場所に通常到着すべき日の属する月の翌月 1 日とします。

4 本サービスの月額利用料金等は、暦月単位で計算して請求し、日割り計算は行わないものとします。

5 契約者は、レンタル契約期間中に Wi-Fi ルーターを利用することができない状態が生じた場合であっても、期間中のレンタル料金の全額を支払うものとします。但し、本規約もしくはサービス約款に別段の定めがある場合はこの限りではありません。

第 7 条 （ルーターの使用・保管など）

Wi-Fi ルーターの所有権は弊社に属し、契約者は、Wi-Fi ルーターを善良な管理者の注意をもって使用、保管するものとします。

2 契約者は、Wi-Fi ルーターの使用、保管に必要な通信機器および設備、ならびにセキュリティーに関する設定を、自己の負担と責任において行うものとします。

第 8 条 （禁止行為）

契約者は、Wi-Fi ルーターの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) Wi-Fi ルーターを保管（設置）場所から移動し、または持ち出しすること。
- (2) Wi-Fi ルーターを第三者に譲渡し、転貸し、または改造すること。
- (3) Wi-Fi ルーターに貼付された弊社の所有権の表示などを除去し、または汚損すること。
- (4) Wi-Fi ルーターについて質権および譲渡担保権、その他弊社の所有権に基づく行為を制限する一切の権利を設定すること。

第 9 条 （ルーターの故障・滅失・毀損）

契約者の責めに帰さない事由に基づいて、Wi-Fi ルーターが正常に作動しなくなった場合、弊社は、Wi-Fi ルーターを修理または交換するものとします。

2 契約者の責めに帰すべき事由に基づき Wi-Fi ルーターを滅失、または毀損(前条に定める行為を含みます)した場合は、契約者は弊社に対して、料金表 3.（弁償金）に定める費用を支払うものとします。この場合、第 5 条の定めにかかわらず、新たな Wi-Fi ルーターの引き渡し手続きに関する手数料として、料金表 2.（事務手数料）に定める費用をお支払いいただきます。

第 10 条 （契約者が行うレンタル契約の解除）

契約者がレンタル契約の解除を希望する場合には、弊社が別に定める解約届に必要事項を記入のうえ、契約解除を希望する月の 20 日までに弊社に提出するものとします。

2 本サービスの最低利用期間は、課金開始日を含む月の末日といたします。最低利用期間内の解約はできません。

第 11 条 （弊社が行うレンタル契約の解除）

弊社は、以下の各号に該当する場合には、そのレンタル契約を解除することがあります。

- (1) レンタル料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わなかった場合。
- (2) 契約者が、本規約の内容または趣旨に違反した場合。
- (3) 利用契約の成立後に第 4 条 3 項各号に該当することとなった場合、もしくは第 4 条 3 項各号に該当することが判明した場合。

第 12 条 （ルーターの返還）

本サービスの利用契約が終了した場合、契約者は弊社が別途指定する方法に基づき、弊社が定める期間内

に Wi-Fi ルーターを弊社に返還するものとします。

2 Wi-Fi ルーターの返還費用は、契約者が負担するものとします。

3 契約者が第 1 項の期間内に Wi-Fi ルーターを返還しない場合、契約者は弊社に対し、利用契約終了日の翌日より、ルーターの返還もしくは次項に定める弁償金の支払完了日まで、所定のレンタル料金相当額の損害金を支払うものとします。

4 契約者が利用契約の終了日より 2 か月を超えて Wi-Fi ルーターを返還しない場合、契約者は弊社に対し、料金表 3.（弁償金）に定める費用を支払うものとします。この場合、第 3 項の損害金として既に支払われた金額は、弁償金より差し引くものとします。

5 契約者はルーターの返還もしくは弁償金の支払が完了するまで、本規約の定めに従うものとします。

付 則 この契約約款は、令和 7 年 1 月 8 日より効力を発するものとします。

（改訂履歴）

令和 5 年 10 月 1 日	初版施行
令和 6 年 7 月 29 日	第 2 版施行
令和 7 年 2 月 6 日	第 3 版施行
令和 7 年 9 月 19 日	第 4 版施行

料 金 表

1. レンタル料金

区分	単位	料金（税込）
KBB 限定モデル	1 台ごとに	385 円／月
ハイパフォーマンスモデル	1 台ごとに	770 円／月

2. 事務手数料

区分	単位	料金（税込）
Wi-Fi ルーター交換	1 台ごとに	2,200 円

3. 弁償金

区分	単位	料金（税込）
KBB 限定モデル	1 台ごとに	7,700 円
ハイパフォーマンスモデル	1 台ごとに	22,000 円